

第34課 無権代理

無権代理とは、代理人（正確には代理人と自称するもの）が全く権限を持っていないのに代理行為を行ったか、あるいは与えられた権限の範囲を超えて代理行為を行った場合のことを指す。

無権代理行為は、代理権を欠くので本人に対しては効果を生じないばかりでなく、代理人も、自分に効果を帰属させる意思で行為をするわけではないので、理論上は、本来無効となるべき行為である。すると、本来ならば、相手方は自称代理人に対しては不法行為責任を追及するほかになく、これでは、相手方の保護に欠け、ひいては代理制度に対する社会的信頼も損なわれかねない。そこで、民法は、無権代理行為を直ちに無効とはせず、まず、本人に責任を負わせるのが（つまり本人にその効果を帰属させるのが）公平かつ妥当である特別な事情のある場合には、有権代理と同じ扱いをすることにし、次いで、そのような事情がなくても、本人が無権代理行為を追認して有権代理と同じ結果となるようにすることができるようにする制度を設け、追認がない場合に初めて無効にした上で、最後に無権代理行為をした者に特別の責任を負わせることにしたのである。これらが、「**表見代理**」（民法第109条、第110条、第112条）、「**無権代理行為の追認**」（民法第113条～第116条）、そして「**無権代理人の責任**」（民法第117条）の制度である。本課ではまず、無権代理行為とその追認及び無権代理人の責任について説明する。

無権代理行為は、単独行為の場合と契約の場合とで取り扱いが違ふ。相手方のない単独行為の無権代理は常に無効である。相手方のある単独行為は、原則として無効であるが、相手方が同意すれば無効にする必要はないので、その場合には次の契約に関する無権代理の場合と同じように取り扱われる（民法第118条）。

契約についての無権代理の場合には、本人の追認があれば本来の代理行為として有効になり、追認がなければ、あるいは拒絶されれば無効となり、その代わりに無権代理人に履行又は損害賠償の責任が生じる。つまり、無権代理行為でなされた契約は、直ちに無効となるのではなく、一時的に本人に効果が帰属するか否かが不確定の状態を経た後、追認によって有効に確定するか、あるいは追認拒絶によって無効に確定し、無権代理人の責任が発生するのである。この不安定な状態を解消するため、相手方には、**催告権**と**取消権**が認められている（民法第114条、第115条）。

1 重要語句

a 無権代理

無権代理という言葉は、広義（広い意味）のものとは狭義（狭い意味）のものがある。広義の無権代理とは、次の課で学ぶ表見代理が成立する場合も含めておよそ代理人に代理権がなかった場合のことを指し、狭義の無権代理とは、本文に示した、表見代理が成立しない場合の無権代理をいう。

b 表見代理

表見代理とは、無権代理行為があつた場合でも本人に効果を帰属させる場合を意味する。表見代理については次の課以降で詳しく説明する。

c 無権代理行為の追認

無権代理行為であっても、後から本人がそれでもかまわないと言うのであれば、あえて無効にする必要はないし、そのほうが相手方の保護にもなる。そこで、無権代理行為は追認があれば、無権代理行為の時に遡って有効となる（民法第116条本文）。つまり普通の有効な代理行為になるのである。ただし、無権代理行為の時と追認の時の間に、別の第三者が本人との間で行った取引などがあつた場合に、それが追認によって影響を受けないようにするため、その関係では追認の効果は遡らないこととしている（同条但書）。

d 無権代理人の責任

無権代理行為が最終的に無効と確定した場合には、無権代理人は、相手方の選択にしたがって「履行又ハ損害賠償ノ責ニ任ス」（民法第117条）。すなわち、相手方は本来の契約の履行を求めてもよいし、履行に代わる損害賠償を求めてもよい。

e 催告権と取消権

無権代理行為の相手方は、無権代理行為が有効か無効か確定するまで不安定な地位に置かれるので、これを早期に解消するため、民法は相手方に催告権を与え、本人に無権代理行為を追認するかないか回答させることができることとしている。一定期間内に回答がなければ追認が拒絶されたものとみなす（民法114条）。また、手っ取り早く契約関係から離脱したい相手方は、民法第115条の取消権を行使して、契約を最初からなかったことにすることもできる。